



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月14日火曜日 第315号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の取下げ..... (経営支援課) ...	555
土地改良区役員の就退任の届出 (2件)..... (東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ...	555
道路の供用開始 (県道粟井浅海線)..... (中予地方局管理課) ...	556
開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ...	556
道路の区域変更 (一般国道378号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ...	556
道路の区域変更 (県道長浜中村線)..... (") ...	556
道路の区域変更 (県道小田河辺大洲線)..... (") ...	557
道路の供用開始 (")..... (") ...	557

公 告

クリーニング師試験の施行..... (薬務衛生課) ...	557
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第666号

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (令和4年2月愛媛県告示第115号) によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗		取 下 年 月 日
名 称	所 在 地	
フジ松前店・ドラッグセイムス松前筒井店	伊予郡松前町筒井448番地1 外	令和4年 4月26日

○愛媛県告示第667号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月14日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	守谷健治	新居浜市萩生582番地-1
"	守谷正吾	新居浜市萩生472番地-2
"	守谷雄二	新居浜市萩生1001番地-7
"	曾我部康彦	新居浜市萩生867番地-3
"	飯尾博光	新居浜市萩生713番地-2
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	秋山晃徳	新居浜市萩生793番地
"	菅讓滋	新居浜市萩生351番地-1
"	土岐洋次	新居浜市萩生249番地-3

"	内藤徹弥	新居浜市萩生655番地-2
監 事	桑山尚久	新居浜市萩生641番地-1
"	菅裕二	新居浜市萩生632番地-13
"	高橋秀実	新居浜市萩生2239番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福田満寿夫	新居浜市萩生491番地
"	土岐若水	新居浜市萩生250番地-1
"	桑山尚久	新居浜市萩生641番地-1
"	鴨田順一	新居浜市萩生752番地
"	菅讓滋	新居浜市萩生351番地-1
"	土岐洋次	新居浜市萩生249番地-3
"	秋山晃徳	新居浜市萩生793番地
"	渡辺芳広	新居浜市萩生511番地
"	守谷力夫	新居浜市萩生495番地
"	守谷健治	新居浜市萩生582番地-1
監 事	藤田讓	新居浜市萩生680番地
"	菅裕二	新居浜市萩生632番地-13
"	守谷正吾	新居浜市萩生472番地-2

○愛媛県告示第668号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月14日

愛媛県中予地方局長 大北秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清水潔	松山市東石井6丁目15-2
"	本郷恒男	松山市東石井4丁目10-30

"	野 間 豊	松山市東石井4丁目14-15
"	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13-8
"	野 間 恒 文	松山市東石井3丁目8-5
監 事	野 間 厚	松山市東石井6丁目12-5
"	松 田 経 子	松山市東石井5丁目2-5
"	宮 内 三 郎	松山市東石井6丁目11-31

"	本 郷 恒 男	松山市東石井4丁目10-30
"	野 間 豊	松山市東石井4丁目14-15
"	岡 田 堅	松山市東石井4丁目13-8
"	宮 内 博	松山市東石井6丁目9-23
監 事	野 間 厚	松山市東石井6丁目12-5
"	松 田 経 子	松山市東石井5丁目2-5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 潔	松山市東石井6丁目15-2

○愛媛県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市萩原甲252番5から 同市萩原甲231番4まで	令和4年6月14日

○愛媛県告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年6月14日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
4 中 局 建（ 開 ） 第 10 号 令和4年6月7日	伊予郡松前町大字昌農内字宮ノ角477番2	伊予郡松前町大字昌農内543番地 大 西 孝 幸

○愛媛県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	大洲市長浜町沖浦丙2263番3から 同町沖浦丙2081番38まで	旧	メートル 15.2～20.4	キロメートル 0.172	
			新	16.0～31.2	0.172	

○愛媛県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2083番地先から 同町沖浦丙2192番19地先まで	旧	メートル 4.2～14.6	キロメートル 0.441	
		大洲市長浜町沖浦丙2083番地先から 同町沖浦丙2192番19地先まで 及び 大洲市長浜町沖浦丙2081番19から 同町沖浦丙2192番19地先まで	新	4.2～14.6 及び 8.0～21.6	0.441 及び 0.345	

○愛媛県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1740番から 同町山鳥坂1737番1まで	旧	メートル 5.3～9.8	キロメートル 0.103	
			新	10.7～16.3	0.103	

○愛媛県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1740番から 同町山鳥坂1737番1まで	令和4年6月14日

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による令和4年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

令和4年6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和4年9月8日（木）午前9時
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験
松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館
 - (2) 実地試験
松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館
- 3 受験願書の提出期間
令和4年7月25日（月）から8月8日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。